

香川県報



第 66 号

平成 17 年

8月23日(火曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

- 香川県土木事務所規則及び建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則 (土木監理課、建築課) 一

告 示

- 保安林の指定の解除（二件） (みどり保全課) 二
- 生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出（健康福祉総務課） (障害福祉課) 三
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の届出 (障害福祉課) 三
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の廃止の届出 () 三
- 児童福祉法の規定による事業者の廃止の届出 () 三
- 漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定（水産課） (土木監理課) 五
- 土地収用法の規定による事業者の認定 (道路保全課) 五
- 道路の供用開始（二件） () 六

公 告

- 落札者等の公示 (情報政策課) 八
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 八
- 土地改良事業の適否決定（三件） (土地改良課) 八
- 土地改良事業の認可 () 八
- 公安委員会公告 () 九
- 駐車監視員資格者講習の実施 () 九
- 選挙管理委員会告示 () 九
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送 () 九

事業者等

- 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告（二件） 一〇
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 一〇
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出 一〇
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出 一一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等 一一

海区漁業調整委員会規程

- 香川県海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程

規 則

香川県土木事務所規則及び建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十五号

香川県土木事務所規則及び建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則

（香川県土木事務所規則の一部改正）

第一条 香川県土木事務所規則（昭和三十八年香川県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表香川県高松土木事務所の項中、「香川郡塩江町」を「高松市」に改め、

同表香川県西讃土木事務所の項中

観音寺市
三豊郡大野原町

を 観音

寺市

に改める。

(建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部改正)

第二条 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則(昭和四十七年香川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表四の項中「香川郡のうち塩江町 仲多度郡」を「仲多度郡」に改める。

附 則

この規則中第一条(香川県土木事務所規則第一条第二項の表香川県高松土木事務所)の項の改正規定に限る。(及び第二条の規定は平成十七年九月二十六日から、その他の規定は同年十月十一日から施行する。

告 示

香川県告示第五百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

三豊郡詫間町大字大浜字文乙四三八の二〇、乙四三八の二一、字灘乙四三九の二八、乙四三九の二九、乙四三九の三一

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第五百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

観音寺市柞田町字浜ノ内乙二二八六の七

二 保安林として指定された目的 風害の防備

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第五百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休 止 年 月 日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、三、一	どき介護ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	有限会社ケア・ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	訪問介護

香川県告示第五百十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 事 業 所 番 号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇三五一 一七	有限会社坂出ケア・サービス 坂出市駒止町二丁目二番二十三号	有限会社坂出ケア・サービス 坂出市駒止町二丁目二番二十三号	平成十七年七月三十一日	身体障害者居宅介護

香川県告示第五百十七号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇八七一 二五	れんげばたけ 木田郡三木町下高 岡二六九五 四二	有限会社れんげ八 ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七 一 六〇 二	平成十七年 八月十二日	知的障害者デイ サービス

香川県告示第五百十八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定
居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇三五 一六	有限会社坂出ケア ・サービス 坂出市駒止町二丁 目二番二十三号	有限会社坂出ケア ・サービス 坂出市駒止町二丁 目二番二十三号	平成十七年 七月三十一 日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第五百十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居
宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類

三七〇〇〇三 一〇〇三五 一五	有限会社坂出ケア ・サービス 坂出市駒止町二丁 目二番二十三号	有限会社坂出ケア ・サービス 坂出市駒止町二丁 目二番二十三号	平成十七年 七月三十一 日	児童居宅介護
-----------------------	--	--	---------------------	--------

香川県告示第五百二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業
の免許の内容となる事項等を次のように定める。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区
計画番号区第一号（かき）
1 漁場の位置及び区域
漁場の位置 小豆郡池田町大字神浦東側地先
点の位置
基点A 富士漁港西防波堤基部から海岸沿い西へ七五メートルのところ（ナマ
コ石）
" B 神浦墓地南端
" C 富士漁港西防波堤基部から海岸沿い西へ二七五メートルのところ（丘
の窪）
" D 三都港東防波堤突端
点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
" AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ
" BからC見通し線上Cから二八五メートルのところ
" CからD見通し線上Cから八五メートルのところ
漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡池田町

計画番号区第二号(あさり)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町神浦地先

点の位置

- 基点 A 三都港埋立地北端
- " B 三都港防波堤突端
- " C 三都港埋立地南端
- " D 三都港東防波堤突端
- 点 イ AからB見通し線上Aから二〇メートルのところ
- ロ AからB見通し線上Aから八〇メートルのところ
- ハ CからD見通し線上Cから七〇メートルのところ
- ニ CからD見通し線上Cから一〇メートルのところ
- ホ 二からイ見通し線上二から一五メートルのところ
- " ヘ 八から口見通し線上八から一五メートルのところ

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あさり垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡池田町

計画番号区第三号(とりがい)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町吉ヶ浦地先

点の位置

- 基点 A 吉ヶ浦防砂堤基部
- " B 吉ヶ浦北消波堤北端
- " C 吉ヶ浦北消波堤南端
- 点 イ Aから海岸線沿いに南へ二五メートルのところ
- ロ Aから海岸線沿いに南へ一七〇メートルのところ
- ハ Bからイ見通し線上Bから五メートルのところ
- ニ Cから口見通し線上Cから五メートルのところ
- ホ Cから口見通し線上Cから五五メートルのところ
- " ヘ Bからイ見通し線上Bから五五メートルのところ

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
とりがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡池田町

計画番号区第四号(とりがい)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町吉ヶ浦地先

点の位置

基点 A 吉ヶ浦漁港 B 防波堤基部

" B 吉ヶ浦南消波堤北端

" C 吉ヶ浦南消波堤南端

点 イ Aから海岸線沿いに北へ八〇メートルのところ

" ロ Aから海岸線沿いに北へ一六〇メートルのところ

" ハ Bから口見通し線上Bから五メートルのところ

" ニ Cから口見通し線上Cから五メートルのところ

" ホ Cから口見通し線上Cから三五メートルのところ

" ヘ Bから口見通し線上Bから五五メートルのところ

漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
とりがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡池田町

香川県告示第五百二十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

丸亀市

二 事業の種類

丸亀市岡田研修センター改築事業

三 起業地

1 収用の部分 香川県丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十七年七月十四日に丸亀市より申請のあった丸亀市岡田研修センター改築事業(以下「本件事業」といふ。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、丸亀市研修センター条例に基づき設置されている公共施設を移転改築しようとするものであり、土地収用法第三十三条第三十二号に掲げる事業に該当する。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である丸亀市は、既に事業に要する経費の財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

事業施行により得られる利益

岡田研修センターは、岡田地区住民の身近な生涯学習・文化活動の拠点として、広く地区住民に利用されている公共施設である。また、丸亀市は、岡田地区において、自治会や老人会、婦人会などの地域に所在する各種の団体・協議会が参加した地域コミュニティの組織づくりを進めているが、岡田研修センターは、地域コミュニティの活動拠点としても予定されている施設である。

このようなか、国道改築事業の施行に伴い岡田研修センター敷地の一部が支障となり、施設の移転が余儀なくされることとなった。

本件事業は、現敷地の隣接地を取得することで、施設の移転先を確保しようとするものである。

本件事業の施行により、岡田地区における生涯学習・文化活動の拠点施設の機能を回復するとともに、現在組織づくりが進められている地域コミュニティの活動拠点を確保することが可能となるもので、その効果は広く地区住民全体に及ぶことから、事業施行により得られる利益は相当程度高いと認められる。

周辺環境への影響

起業地内に移転を要する物件はなく、建設される建物も比較的低層の建築物であることから、周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。

起業地の選定及びその範囲

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、起業地の範囲も、その目的を達成するために必要とされる最小限の規模に限定されていると認められる。

4 から 述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、国道改築事業により移転を余儀なくされた公共施設の移転先を確保する事業であり、早急に施行する必要性が高い。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

丸亀市綾歌市民総合センター総務課

香川県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月二十三日から同年九月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木津田線（三十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田宮西字内間六九八番一地先から	八・二	三〇〇	平成十年香川県告示第百四十七号及び平成十一年香川県告示六百六十八号で変更した区域の一部
さぬき市造田宮西字内間六七四番一地先まで	一五・四		

四 供用開始の期日 平成十七年八月二十三日

香川県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月二十三日から同年九月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 坂出港線（十九号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市青葉町一五〇番一地先から	二七・〇	三〇九	平成十四年 香川県告示 第八十号で 変更した区 域の一部
坂出市花町四一五番二地先まで	三六・五		

四 供用開始の期日 平成十七年八月二十三日

公 告

香川県公告第四百八十五号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 業務の名称 香川県庁舎映像情報システム機器一式

二 落札決定日 平成十七年八月十日

三 落札者の氏名及び住所 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社四国支店 愛媛県松山市二番町三丁目六番地

四 落札金額 月額 九〇一、七四〇円

五 契約方式 一般競争入札

六 入札公告日 平成十七年六月二十八日

七 落札方式 最低価格

八 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課 総務・IT推進グループ 電話番号 〇八七 八三二 三二四〇

香川県公告第四百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年十月三日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日 平成十七年八月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人国分寺まちづくり協議会

落合 隆夫

綾歌郡国分寺町新居二二九八番地

三 定款に記載された目的

この法人は、国分寺町の住民が地域振興と相互扶助の精神に基づき、一致団結して、明るく元気な活力に満ちた住みよいまちづくりを推進していくため、まちづくり全般に関する事業を行い、活動する住民に対してはまちづくりの実践の場を提供するとともに、すべての住民が個人単位で気軽に参加できる新たなまちづくりの基本システムとして住民の地域活動の支援を図り、もって社会全体の利益に寄与する事を目的とする。

香川県公告第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）赤尾地区	坂出市環境経済部農林水産課
坂出市林田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中川原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）立石地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）番屋前地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東梶北地区	"

香川県公告第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市木太土地区改良区	単独県費補助土地改良事業六反地地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業札場地区	"

香川県公告第四百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市川島土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業金法寺池下流地区）を行うことについて平成十七年八月八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年九月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月八日認可した。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）山木田池地区
"	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）野々池地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）丸山地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）振落地区
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区

公安委員会公告

香川県公安委員会公告第八十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十七年八月二十三日

香川県公安委員会委員長 神原博

一 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

期 日	平成十七年九月二十三日（金曜日）、同月二十四日（土曜日）及び同年十月一日（土曜日）
場 所	高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課運転免許センター

二 受講定員及び修了者

受 講 定 員	八十名
修 了 考 査	筆記の方法で、正誤式問題五十問により行う。

三 受講手續

受講の申込期間 平成十七年八月二十三日（火曜日）から同年九月十二日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く）。ただし、申込人員が受講定員になり次第申込みの受付を締め切るものとする。

受講の申込方法 受講の申込みは、香川県警察本部交通部指導課（高松市番町四丁目一番一〇号香川県警察本部一階）に、駐車監視員資格者講習受講申込書（写真）（受講の申込みの日前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載したもの）をはり付けたもの（一通を直接提出して行うこと）。

手数料の納入時期及び納入方法 講習手数料（一万九千円）は、平成十七年九月二十三日の講習初日の受付の際に、香川県証紙により納入すること。

携帯品 駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

四 その他詳細については、香川県警察本部交通部指導課駐車対策担当（電話〇八七

八三三〇一〇）に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第二条第七項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を届出候補者の数に応じて次のとおり定める。

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
一人又は二人	株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社	--		
三人	株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社	--	西日本放送株式会社	一

香川県選挙管理委員会告示第五十一号
公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十七年八月十一日次の施設を指定した旨
高松市選挙管理委員会から報告があった。
平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
高松市総合体育館第1競技場	高松市福岡町四丁目三六番一号
高松市総合体育館第2競技場	高松市福岡町四丁目三六番一号
香川県産業交流センター（サンメッセ香川）大展示場	高松市林町二二七番地一

香川県産業交流センター(サンメッセ香川)小展示場 高松市林町二二一七番地一

香川県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十七年八月十一日次の施設を指定した旨土庄町選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
土庄町戸形体育館	小豆郡土庄町甲三四一七番地
土庄町大鐔体育館	小豆郡土庄町肥土山甲一七三五番地
土庄町大部体育館	小豆郡土庄町大部甲一九七五番地

香川県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県測量設計業支部	松本 茂樹	田中 洋治	高松市松福町二一五二四

二 その他の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名 会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

安藤康次後援会	井之川清秀	吉田 正	観音寺市池之尻町一〇四五五
石村富繁後援会	横内 勇	横内 照文	三豊郡豊浜町箕浦甲一五七八
落合隆夫後援会	吉森 敏多	落合恭仁子	綾歌郡国分寺町新居一五五四二
たなか祥三後援会	三野東洋士	田中 靖子	三豊郡豊浜町大字和田甲一二三九
たまき雄一郎後援会	玉木 一将	玉木 幸恵	さぬき市寒川町神前二九三三一
美藤広後援会	高橋 孝一	美藤 忠史	観音寺市柞田町乙二二二七
ふじ村勝己後援会	藤村 勝己	藤村 恭子	観音寺市出作町九一八

香川県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県たばこ販売政連支部	会計責任者の氏名	久保 基晴	壽福 靖男
自由民主党香川町支部	主たる事務所の所在地	香川県香川町東下一五五六一	香川県香川町大字浅野二五
	代表者の氏名	斉藤 勇	三好 正和

自由民主党高松東部支部	主たる事務所の所在地	高松市屋島西町七九二	高松市新田町甲二四九四
自由民主党花園支部	会計責任者の氏名	木太 義治	平賀 博文
民主党香川県第2区総支部	主たる事務所の所在地	高松市多賀町一四一四	高松市多賀町一三三五
	代表者の氏名	玉木雄一郎	真鍋 光広

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
香川県看護連盟	政治団体の名称	香川県看護連盟	日本看護連盟香川県支部
全国LPガス政治連盟香川県支部	会計責任者の氏名	浜野 照也	岡崎 允映
福田清温後援会	代表者の氏名	石井 増夫	古川 達人

香川県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	川崎等後援会
---------	--------

香川県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和二十

五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、次のとおり定める。

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十七年八月二十九日

（ただし、年齢については、平成十七年九月十一日で算定する。）

二 登録の日

平成十七年八月二十九日

三 縦覧期間

平成十七年八月三十日

海区漁業調整委員会規程

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年八月二十三日

香川海区漁業調整委員会会長 高 橋 昭

香川海区漁業調整委員会規程第二号

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程
香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程（昭和四十七年香川海区漁業調整委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号水中「漁場利用調整協議会」を「海面利用協議会」に改める。

第四条第一項及び第二項中「係長」を「主任」に改め、同条第六項中「係長」を「主任」に、「担当」を「担当」に改める。

第五条第七号及び第八号中「及び訂正請求」を「訂正請求及び利用停止請求」に改め、

同条第九号中「是正申出に対する」を「取扱いに関する苦情の」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成十七年八月二十三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています